

えひめ発の社会保障制度改革提言 第3版

分野	番号	提言の内容	備考
医療保険制度	提言 1	「全国国保」（仮称）の創設	
	提言 2	国保の都道府県移管に伴う財政基盤の強化	見直し
	提言 3	「全国高齢者医療制度」（仮称）の創設	
	提言 4	病症別標準定額医療費制、原則後発医薬品指定制度等の導入検討	
	提言 5	保険者間の資格情報等データ共有化の推進等	
	提言 6	国保における子どもの保険料負担の軽減	新規
医療制度	提言 7	医師確保対策の拡充	
	提言 8	保険医療機関等に対する指導・監査体制の充実強化	
	提言 9	あん摩マッサージ、はり、きゅう及び柔道整復施術所に対する指導体制の強化	
	提言 10	新たな財政支援制度に係る実施事業の拡充	新規
	提言 11	届出による救急医療に関する病床の設置	新規
介護保険制度	提言 12	介護サービス未利用者の保険料軽減、被保険者の範囲拡大	一部実現
	提言 13	介護サービスの料金上乘せ制度の導入による介護職員等の処遇改善	
	提言 14	介護サービスの地域間格差の是正	
	提言 15	介護サービス事業者及び利用者における要介護状態改善への意識向上	
	提言 16	社会保障制度におけるボランティア等との協働を促進するための仕組みの検討	
	提言 17	介護支援専門員の資質向上に係る研修制度の改善	新規
	提言 18	介護保険法運用解釈のあり方の改善	新規
子育て支援制度	提言 19	新児童手当制度における所得制限基準の見直し	
	提言 20	認定こども園の設置及び運営基準における自園調理義務付けの見直し	
	提言 21	保育所運営費への3歳以上児主食費の算入	
	提言 22	保育士修学資金貸付事業の見直し	新規
	提言 23	小規模保育事業の保育従事者等に係る措置	新規
障害福祉制度	提言 24	障害福祉サービス相談支援事業所の相談支援専門員の複数配置による体制整備	
	提言 25	障害福祉サービス支給量の決定方法の改善	
	提言 26	地域生活支援事業における必須事業の個別給付化	
	提言 27	高齢障害者に対する福祉サービスの見直し	新規
	提言 28	重症心身障害児（者）の在宅支援体制整備	新規
生活保護制度		生活保護制度に関する提言について（情勢変化等）	
	提言 29	医療扶助の適正化に実効ある制度の導入	
	提言 30	単給制度の拡大及び現物支給制度の導入	見直し
	提言 31	生活保護受給資格の一時停廃止制度の創設	
	提言 32	基準生活費の級地区分の適正化、グループホーム入居者の基準生活費の設定	見直し
	提言 33	生活保護受給者が死亡した場合の遺留金品の取扱いの整備	新規
	提言 34	生活保護実施体制の拡充	新規
その他	提言 35	現場の実情を十分考慮した施策の展開	新規
	提言 36	国庫負担（補助）金の所要予算額確保	新規

※新規（13事項）、見直し（3事項：時点修正等以外に提言内容を見直したもの）

「えひめ発の社会保障制度改革提言」の見直し概要（第3版）

〔新規提言〕 13 事項

○医療保険制度

提言 6：国保における子どもの保険料負担の軽減（均等割保険料の5割軽減）

○医療制度

提言 10：新たな財政支援制度に係る実施事業の拡充（災害時の医療提供体制事業を追加）

提言 11：届出による救急医療に関する病床の設置（許可・同意制から届出制へ）

○介護保険制度

提言 17：介護支援専門員の資質向上に係る研修制度の改善（研修体系の明確化等）

提言 18：介護保険法運用解釈のあり方の改善（都道府県・市町村からの質問を国が一元管理）

○子育て支援制度

提言 22：保育士修学資金貸付事業の見直し（貸付けが入学年度の当初に間に合うよう改正）

提言 23：小規模保育事業の保育従事者等に係る措置

（一定要件を満たすものを保育従事者等に見なす）

○障害福祉制度

提言 27：高齢障害者に対する福祉サービスの見直し（介護保険移行後のサービス内容維持等）

提言 28：重症心身障害児(者)の在宅支援体制整備（小規模事業所の特例導入等）

○生活保護制度

提言 33：生活保護受給者が死亡した場合の遺留金品の取扱いの整備（簡素・迅速な制度に改正）

提言 34：生活保護実施体制の拡充（現業員の確保ができる財源措置、業務のアウトソーシング）

○その他

提言 35：現場の実情を十分考慮した施策の展開

（情報の早期提示、地域の実情に合致した施策展開）

提言 36：国庫負担（補助）金の所要予算額確保（適正な補助基準と所要予算額の確保）

〔取下げ等〕 7 事項

・社会保障全体の見通しとビジョンの提示

・国と地方の役割分担の再構築

・地方の意見を反映できる真の国民会議の設置

・大規模な財源移譲を行う際の交付金による自治体間格差の是正等

・公平・安定的な医療費助成制度の構築等難病改革の完遂（実現）

・福祉と就労を一体的に捉えた生活支援制度の導入（生活保護法の改正等により実現）

・社会的企業（ソーシャルビジネス）・NPO等との連携を通じた生活支援・自立支援（実現）

（改革の進展に伴い「基本的考え方」、
「財政基盤」分野を取下げ）

※ 前回提言（26年3月）30 事項 → 今回提言（27年3月）36 事項 6 事項増

えひめ発の社会保障制度改革提言 第3版

医療保険制度

【1】「全国国保」（仮称）の創設

将来にわたって持続可能な医療保険制度を構築するための第一歩として、国・都道府県・市町村の共同運営による「全国単位の国保制度」を創設する。

【2】国保の都道府県移管に伴う財政基盤の強化

国保の全ての医療費を、全都道府県からの拠出金で賄う共同事業とし、財政規模の全国化を図る。また、地方単独医療費助成事業のうち、全国一律に実施すべきものを公的医療保険制度に組み入れる。

【3】「全国高齢者医療制度」（仮称）の創設

前期高齢者(65歳～74歳)まで拡大した「全国レベルの高齢者医療制度」を創設し、地域の医療提供体制の確保に配慮しながら、患者負担割合の見直し(例えば、原則3割負担[低所得者は軽減率適用])を行う。

【4】病症別標準定額医療費制、原則後発医薬品指定制度等の導入検討

慢性疾病に対する定額医療費制の導入や、医師が可能と判断した場合の後発医薬品の原則処方義務化等の導入について検討する。

【5】保険者間の資格情報等データ共有化の推進等

保険者間で資格情報等データを共有化するとともに、国保資格の職権適用を可能とするなど、資格取得・喪失の適正化、利便性向上と保険者のコスト低減を図る。

【6】国保における子どもの保険料負担の軽減

国保に加入する高校生以下の子どもの保険料負担の軽減を図るため、その均等割保険料の5割軽減措置を実施する。

医療制度

【7】医師確保対策の拡充

- ・国が財源負担し、全都道府県に「医師確保基金」を創設する。
- ・「地域枠」設置大学に、地域医療に従事するための教育を実施する講座の設置を義務化する。
- ・新たな専門医の仕組みを構築するに当たり、地域バランスを考慮した研修受入れ定員を設ける。
- ・基幹型臨床研修病院が参画しない中小病院群でも、研修体制が整備できれば初期臨床研修病院群として指定を受けられるよう指定基準を見直す。

【8】保険医療機関等に対する指導・監査体制の充実強化

生活保護、公費負担医療含めた全ての制度を対象に、国が保険医療機関等に対する指導・監査に一元的に責任を持つ制度に改正し、指導・監査体制の充実強化と効率化を図る。

【9】あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復施術所に対する指導体制の強化

施術所に対する指導要領を整備するとともに、施術所で行う施術手技及び広告できる項目等について指針を作成する。施術所の開設を届出制から期限付きの許可制とする。また、無資格者の療法に対して、手技及び広告の範囲等について基準を明確化する。

【10】新たな財政支援制度に係る実施事業の拡充

地域医療介護総合確保促進法にある「医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度」において、基金を充てて実施できる事業に、「災害時の医療提供体制の整備に関する事業」を追加する。

【11】届出による救急医療に関する病床の設置

診療所が届出により病床を設ける場合、現行の医療法施行規則の規定に加え、救急医療体制において不可欠な診療機能を有する医療機関についても、届出により病床の設置が可能となるよう制度を改正する。

介護保険制度

【12】介護サービス未利用者の保険料軽減措置、被保険者の範囲拡大

介護サービスの提供を一定期間(例えば5年ごと)受けていない第1号被保険者への保険料の軽減措置を新設する。また、被保険者の対象範囲を、老親介護の低年齢化や若年者の雇用状況を踏まえ、例えば現行の40歳以上から30歳以上へと拡大する。

【13】介護サービスの料金上乗せ制度の導入による介護職員等の処遇改善

一定レベル以上のスキルを有する職員を雇用し、質の高いサービスを提供する事業者を認定するなど、事業者に一定の範囲内で料金の上乗せ設定(利用者の選択による自己負担)を可能とする制度を導入し、介護職員等の処遇改善を図る。

【14】介護サービスの地域間格差の是正

市町村と協議の上、都道府県において、市町村単位で報酬単価の上乗せ設定を可能とする制度の創設により、過疎地域への介護サービス事業者の誘導等を図る。

【15】介護サービス事業者及び利用者における要介護状態改善への意識向上

更新認定等において要介護度が改善した場合に適用されるサービス事業者に対するインセンティブ制度(例えば介護報酬加算や一時金等)や、サービス利用者に対する自己負担額の軽減措置等を創設する。

【16】社会保障制度におけるボランティア等との協働を促進するための仕組みの検討

超高齢・少子化社会においても現行レベルの社会保障サービスの提供を維持できるよう、社会保障制度におけるボランティア等の担う役割や位置付けの明確化をはじめ、ボランティアの信用性を担保する仕組みや支援制度等を検討し、協働を促進する。

【17】介護支援専門員の資質向上に係る研修制度の改善

介護支援専門員の資格取得のための研修について、実務従事者と実務に就かない者で、A資格、B資格等に分けるなど、研修体系を明確に別にする。研修体系の見直しについては、介護の現場を担い、研修実施機関である都道府県に対し意見照会を行い、現場の実態にあったものにする。

【18】介護保険法運用解釈のあり方の改善

介護保険制度の運用解釈について国にQ&Aボックスを設置し、都道府県・中核市からの質問を一元管理して、現場の実情に応じた解釈が速やかに実行されるようにする。

子育て支援制度

【19】新児童手当制度における所得制限基準の見直し

所得制限の判断基準を「家計の主宰者の所得額」から「世帯の所得合計額」に見直し、世帯間の公平化を図る。

【20】認定こども園の設置及び運営基準における自園調理義務付けの見直し

認定こども園において義務付けられている給食の自園調理を参酌基準とし、3歳未満児に対する給食の外部搬入を認めるなど、地方における多様な保育ニーズの対応を可能とする。

【21】保育所運営費への3歳以上児主食費の算入

主食を持参している3歳以上児について、国が示す保育所運営費における給食材料費に、3歳以上児の主食費を含めるように改正し、地域のニーズに応じ、受益者負担(保育料に加算)による完全給食を可能とする。

【22】保育士修学資金貸付事業の見直し

子育て支援対策臨時特例交付金事業のうちの、保育士修学資金貸付事業について、実施要領の関係から学生募集が夏頃になってしまうため、入学年度の当初に間に合うような運用ができる制度にする。

【23】小規模保育事業の保育従事者等に係る措置

認可外保育施設が小規模保育事業を実施しようとしても、保育に従事する職員の確保が間に合わず認可申請を諦めざるを得ない状況があるため、認可外保育施設の保育従事者のうち、経験年数で一定の要件を満たす者については、保育従事者又は家庭的保育者とみなす措置を講じる。

障害福祉制度

【24】障害福祉サービス相談支援事業所の相談支援専門員の複数配置による体制整備

全てのサービス利用者に対して、義務付けされたサービス等利用計画の作成を迅速かつ適切に行うため、報酬体系の見直しを行い、各事業所における相談支援専門員の複数設置を可能とする。

【25】障害福祉サービス支給量の決定方法の改善

市町村が、サービス支給量の決定をより公平かつ適正に行えるよう、障害の状況や生活状況等障害者の個別環境事例等を専門的見地から検証し、市町村の支給決定の規準となるような全国統一のガイドラインを作成する。

【26】地域生活支援事業における必須事業の個別給付化

国庫補助事業として市町村が実施している「地域生活支援事業」のうち、移動支援やコミュニケーション支援など障害者にとって不可欠な市町村の必須事業を、市町村格差がなく安定した提供が可能となるよう、個別給付(法による福祉サービス)とする。

【27】高齢障害者に対する福祉サービスの見直し

重度障害者に対しては、介護保険サービス移行後も、サービスの給付内容や給付水準が維持されるとともに、利用者負担が軽減されるよう制度を見直すこと。また、サービスを必要とする要因や当該要因の発生時期等に応じて、適用する制度や考え方を整理すること。

【28】重症心身障害児(者)の在宅支援体制整備

- ・小規模事業所に係る特例(人員基準の緩和、報酬区分の追加)を導入する。
- ・重症心身障害児に対し指定通所支援を行う場合における利用定員6人以上の場合の報酬を適正な水準に引き上げる。
- ・短期入所事業所について、緊急短期入所体制確保加算・受入加算や医療連携体制加算をそれぞれ拡充すること。

生活保護制度

【29】医療扶助の適正化に実効ある制度の導入

利用者への医療費通知の制度化や、初診料の自己負担制、医療費の一時立替払制度(自己負担分を支払った後、適正受診と認定された場合に償還される仕組み)の導入、保険医療機関等に対する指導・監査権限の国への一元化等により、医療扶助の適正化を図る。

【30】単給制度の拡大及び現物支給制度の導入

申請者の希望に応じて、住宅扶助単給や一時扶助単給等が可能な制度に改正する。また、各種扶助の給付に当たって、一部を現金ではなく、現物支給が可能な制度に改正する。

【31】生活保護受給資格の一時停廃止制度の創設

指示違反や不正受給を行った者に対し、悪質の度合いに応じた保護の「一時停廃止制度」を創設する。

【32】基準生活費の級地区分の適正化、グループホーム入居者の基準生活費の設定

現在の基準生活費の級地区分を実際の経済実態に応じたものに見直すとともに、グループホーム入居者独自の基準生活費を設定し、支給額を引き下げる。

【33】生活保護受給者が死亡した場合の遺留金品の取扱いの整備

相続人のいない被保護者が死亡した場合の遺留金品は、福祉事務所への返還金又は徴収金、福祉事務所が死後に行った家財処分の経費等に充てられるようにし、なお残余を生じる場合は、直ちに国庫に帰属させるよう法整備を行う。相続人がいる被保護者が死亡した場合の遺留金品についても、福祉事務所への返還金又は徴収金がある場合には、相続人による相続に優先して、これらに充てられるようにする。

【34】生活保護実施体制の拡充

保護の適正実施を図る観点から、増加を続ける被保護世帯に対して必要な指導・援助を行う福祉事務所の現業員を確保できるよう十分な財源措置を講ずる。また、ケースワークのアウトソーシングについて検討を行う。

その他

【35】現場の実情を十分考慮した施策の展開

- ・新制度導入や制度改正に当たっては、現場の準備に必要な情報を早期に提示するとともに、施行時期も現場の準備期間を勘案し設定する。
- ・全国一律の施策展開でなく、各自治体が地域の実情に合わせて自主的かつ柔軟に実施を選択できるようにする。

【36】国庫負担(補助)金の所要予算額確保

国庫負担(補助)金において、国は適正な補助基準を示し、その基準に基づき算定した要望額については、所要予算額を確保するとともに、地方に過重な負担を強いることのないようにすること。